



## あなたの子育てをサポート 育児Q&A

### 子育てのポイント 10 —子どもと絵本—

**Q** 3歳の男の子ですが、ヒーローものや虫の図鑑が大好きです。そろそろ絵本に興味を持ってほしいのですが、どうしたら良いのでしょうか？

**A** 1、2歳の子どもは動物や乗り物など身の回りにあるものが載っている本を好みますが、3歳ごろになるとストーリーのある絵本に興味を持ちます。無理に数や文字を教えたり、質問攻めにしたりすると絵本嫌いになるので、子どもの発達や興味に合ったものから読み始めると良いでしょう。

絵本の命は書かれている絵の美しさ。色調が穏やかで、言葉にリズムがあり、文章と絵のバランスが取れ、製本がしっかりしているものを選びましょう。そしてお母さんのひざに抱っこして温かい声でゆっくり読んであげてください。

わくわく、どきどきしながらの楽しい読み聞かせは想像の世界を広げます。絵本との楽しい出会いは、情緒を豊かに育てるので、自分で文字が読めるようになって読み聞かせをしてあげてください。

また、子どもの手が届くところに絵本を置き、いつでも取り出して、好きなときに読めるような環境があるのは望ましいことです。



**すこやか子育て相談センター**  
(一宮保育所内) 画27-2241

**テレフォンサービス** 1人で悩まないでご相談ください！  
**ふれあい保育サービス** あなたの地域に保育士が出張！



### スポット 情報

津山陸上競技場・  
アイランド津山



中鉄バス「スポーツセンター行」終点下車

# おしえて エコロジ

問い合わせ先 環境事業課 画22-8255

「めんどくさい」という気持ちに打ち勝つことが大切です。

- ① 詰め替え用の容器を使う (シャンプーなど)
- ② なるべく容器包装の少ない商品の購入を心掛ける
- ③ レジ袋をもらわない。もらった袋は繰り返し買物に使う



地球温暖化対策のためにも、まずは「廃プラ」を出さぬことじやな。

そこで、日ごろの生活で次のような点に注意してみてもどうでしょうか。

### 廃プラを減らすために

ひと昔前、食品は「量り売り」が多かったのですが、現在では容器包装されているものがほとんど。その結果、台所にはプラスチック容器包装(廃プラ)があふれています。津山市でもその分別収集量は年々増加しています。

それらはリサイクルされていますが、その仕組みの維持には税金も使われているうえ、たくさんエネルギーも消費されます。つまり、リサイクルも大事ですが、まず廃プラを減らすことが、私たちの負担を少なくすることにつながります。

※津山市の廃プラ収集は久米地域以外で実施しています

プラスチック  
容器包装を減らそう！





# いもじきの みじもスポット



Spot.10 アイランド津山 (志戸部)

## アイススケートで冬を遊ぼう!

とき 12月23日(祝)～平成18年  
2月19日(日)  
※12月31日(土)、1月1日(祝)  
は休み  
開場時間 午前9時～午後8時  
(日・月曜＝午後5時、水曜＝  
午後7時30分、年末年始は8  
ページを参照)  
ところ 津山陸上競技場南側  
(志戸部)

滑走料 一般500円、中高校生  
350円、小学生以下200円

滑走無料日 開場日(12月23日)、  
最終日(2月19日)、毎週金曜  
日

貸し靴料 300円

駐車場 500台収容(無料)

問い合わせ先 津山陸上競技場  
☎24-3773

屋外アイススケート場「アイランド津山」が登場したのは、平成6年のこと。以来、アイランド津山は県北でただ一つのスケート場として、スケート愛好家や子どもたちに親しまれてきました。昨年は利用者の減少などにより開設されませんでしたでしたが、今シーズンは料金も大幅に安くなつて2年ぶりに再開します。アイススケートは子どもから大人まで、だれでも気軽に楽しめるスポーツ。この冬は家に閉じこもってこないで、ここで思いっきり体を動かして寒さを吹き飛ばしましょう。スケートはしたことが



安全のため  
手袋をしてね!

ないんだけど、そんな人でも大丈夫です。初心者スケート教室もあり、係の人に申し出れば指導もしてもらえます。子どもだけでなく親子でいっしょに楽しんでもいいですね。ラビットスケーターというリンクの上で使うアイスも、子どもには人気です。

今シーズンは、アイランド津山で冬を元気に存分に楽しみましょう。

## 借金の保証人を頼まれたら...

金融機関で借金をする友人から「連帯保証人」になってほしいと頼まれました。保証人になって良いものでしょうか?

保証人には「保証人」と「連帯保証人」があり、借金の保証人になるということは通常「連帯保証人」になることがほとんどです。

「保証人」には債権者から請求があった場合、拒む権利がありますが、「連帯保証人」はそれができず、借りた本人と同等の責任を負うようになります。

親族や親しい友人に「迷惑をかけないから」と頼まれると断りづらいとは思いますが、連帯



保証人を引き受けてしまうと、大きなリスクを負うことになります。

連帯保証人が債権者から請求された時点で、「迷惑をかけないと言ったのに」と責めても、後の祭り。連帯保証人になるときは「本人が支払えないときは、自分が支払います」という覚悟を決めてください。

また、ローンカードを作るときなどに“名義を貸して”というケースもありますが、自分自身の借金になってしまいますので、決して貸してはいけません。

### ●困ったときの相談は

岡山県消費生活センター…… ☎ 086-226-0999  
県消費生活センター津山分室…… ☎ 23-1247

問い合わせ先 環境生活課 ☎ 32-2056

